

# プレミアム付商品券に関するお知らせ

## Q1 プレミアム付商品券って？

今年10月に予定されている消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起・下支えするために発行します。



## Q2 どんな人が買えるの？

### ①本年度の住民税が課税されていない方

※住民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護の受給者は除きます。

### ②平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれたお子さまがいる世帯の世帯主

## Q3 どこで、どうすれば買えるの？

役場が引換券を発行しますので、引換券をもって、お近くの郵便局で商品券を購入してください。

## Q4 どうすれば、引換券を発行してもらえるの？

- ①の方…役場に申請が必要です。7月末に、該当と思われる方に申請書を送付しますので、購入希望の方は持参か郵送で提出してください。審査後、引換券は9月中旬から(受付日より)順次郵送されます。
- ②の方…申請不要です。引換券は9月中旬から(生年月日により)順次郵送されます。なお、引換券の再発行はできませんので、ご注意ください。

## 配偶者からの暴力(DV)がある方

役場に申し出をいただければ、郵送や購入に対し配慮を行いますので、7月25日までにご連絡ください。

## Q5 申請は、いつからいつまでにしたらいいの？

四万十町では、8月1日から11月29日までに申請してください。申請期限の1か月前までに住民税が未申告の方は、対象外となる可能性があります。

[このページに関するすべてのお問い合わせ先]  
にぎわい創出課 ☎22-3281

## Q6 いくら買えるの？

- 住民税非課税の方はおひとりにつき、最大25,000円分の商品券を20,000円で購入できます。
- 子育て世帯主の方は対象のお子さまおひとりにつき、最大25,000円分の商品券を20,000円で購入できます。



## Q7 いつまで買えるの？

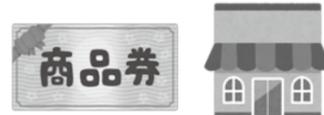
四万十町では、9月20日から令和2年2月28日まで購入できます。転出される場合は、転出先の市町村にお問い合わせください。

## Q8 買った商品券はいつまで使えるの？

四万十町では、10月1日から令和2年2月29日まで使用できます。

## 商品券 使用参加店の募集

プレミアム付商品券を使用できる参加店の募集を行います。お申し込みは7月31日まで一旦締め切らせていただきますが、状況に応じ、受け付けさせていただきますので、随時お問い合わせください。



## 特殊詐欺にご注意ください!!

プレミアム付商品券の販売に乗じて、詐欺や個人情報の搾取が発生する危険性があります。

- ◎役場や国が手数料の振込を求めることは、絶対にありません!
  - ◎商品券の発行にATMの操作は、絶対に必要ありません!
  - ◎現時点で、役場や国が町民の方に世帯構成などの個人情報を照会することは、絶対にありません!
- 自宅や職場に、役場や国の職員などをかたった人物から不審な電話や郵便が届いた際は、すぐに役場か窪川警察署(22-0110)にご連絡ください。

## 令和元年度から

# 国保税の賦課限度額・軽減範囲が変わります

平成31年度の税制改正にともない、国民健康保険税の課税の見直しが行われました。変更点は次の通りです。

### 賦課限度額の見直し

基礎課税分(医療分)の賦課限度額が引き上げられます。

※賦課限度額は、医療分、支援分、介護分のそれぞれに設定されている1世帯ごとの国保税の上限額。

### 《賦課限度額の変更点》

	医療分	支援金分	介護分
変更前	58万円	19万円	16万円
変更後	61万円	19万円	16万円

これらの変更は令和元年度課税分より適用されます。みなさまの理解をよろしくお願いいたします。



### 軽減基準所得の見直し

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象が拡大されます。

### 《所得の基準による国民健康保険料の軽減対象の拡大》

	軽減	所得基準額
変更前	5割軽減	基準額33万円+27.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者数
	2割軽減	基準額33万円+50万円×被保険者および特定同一世帯所属者数
変更後	5割軽減	基準額33万円+ <b>28万円</b> ×被保険者および特定同一世帯所属者数
	2割軽減	基準額33万円+ <b>51万円</b> ×被保険者および特定同一世帯所属者数

※7割軽減については変更ありません。

※特定同一世帯とは、国民健康保険被保険者と旧国民健康保険被保険者(国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方)が属している世帯のことです。

## 倒産や解雇などで離職された方の国保税が軽減される場合があります

### 《軽減の条件》

倒産・解雇・雇い止めなどにより会社を退職された方で、次の条件に該当される方は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

- ①平成21年3月31日以降に離職
- ②離職時の年齢が65歳未満
- ③倒産・解雇、または雇い止めなどによる離職など  
(離職理由は「雇用保険受給資格者証」に記載の離職理由で判断します)

[お問い合わせ先] 税務課 ☎22-3116

(お問い合わせ先)  
農林水産課 ☎22-3113

※採捕期間内であっても、漁業協同組合員以外の方は、無断で採捕できません。

名称	禁止期間
いせえび	5月1日～9月15日
あわび とこぶし あなごう さざえ	9月1日～翌年3月31日
てんぐさ類	9月1日～翌年2月末日
ふのり	10月1日～翌年2月末日
あらめ	10月1日～翌年6月30日

磯の水産動植物の採捕については、繁殖保護を図るため禁止期間が定められています。これに違反して採捕した人は、高知県漁業調整規則違反になります。また、違反して採捕した漁獲物や、その製品を所持・販売した場合にも同規則により、懲役や罰金などの罰則が適用されますのでご注意ください。

密漁は犯罪です